

# サンデーズジュニア規約〔指導者編〕

初版：平成20年2月1日

## 第1章 総 則

(名称および事務局)

第1条 本会は『サンデーズジュニア』と称し、事務局を代表者宅に置きます。

(本会の目的)

第2条 本会の目的は、足立区六木・神明地区の児童の親睦と健康増進を図り、生涯スポーツ向上に資することにあります。

(本会の活動)

第3条 本会は、その目的に沿った活動として下記のことを行います。

- 1 会員の親睦を図るため、各種活動を行います。
- 2 他団体と必要に応じて協議し、交流を行います。
- 3 その他、目的達成に必要な活動を行います。

## 第2章 組織体制等

(本会の体制)

第4条 本会の運営を合理的に行うため、下記のと通りの体制を定めます。

- 1 代表者（成人）……本会を代表して諸事全般に対応（連絡網参照）
- 2 事務局（成人）……会費の出納管理やスポーツ安全保険の加入等に対応
- 3 指導者（成人男子）…監督やコーチ（これ以降総称して『指導者』と表記）
- 4 選手 {  
    (小学生) { キャプテン  
              副キャプテン  
              一般選手

選手の在籍人数が多い場合には、指導効率の向上を意図して本会内をいくつかのチームに分割して対応します。

(指導者の任務)

第5条 指導者の任務は下記のとおりとします。

- 1 監督は、コーチの支援を得て、チームの統率の任に当たります。  
その内容には、選手個々の特質の把握や選手育成の計画、練習の計画、臨戦体制の計画、用兵等があります。
- 2 コーチは、監督の補佐の任に当たります。選手個々の特質については監督宛の積極的な報告を期待します。

(指導者の責任)

第6条 本会は非営利組織ですから、その運営の定常対応範囲内では指導者には責任を求めませんが、指導者の故意に起因する損害、けが等には応分の責任を求めるとします。

(指導者会議)

第7条 指導内容の統一や、種々の情報交換、指導者同士の親睦を深めるために指導者会議を設定し、随時開催します。

## 第3章 規 約

(本会の規約)

第8条 本会の運営を合理的に行うため、下記のと通りの規約を定めます。

- 1 サンデーズジュニア規約〔選手編〕（別冊）……選手向けです。
- 2 サンデーズジュニア規約〔指導者編〕（本書）……指導者向けです。

(規約〔選手編〕)

第9条 選手編は、入会希望者にとっては告知事項であり、選手個々にとってはその行動指針となるものです。

(規約〔指導者編〕)

第10条 本書は、指導者を対象としたものですが、規約としては選手編を補完するものです。従いまして、指導者各位には『選手編』の理解も求めます。  
なお、強調事項については、『選手編』と同一の内容を収録しています。

## 第4章 入会、休会および退会

(入会の手続き)

第11条 入会の手続きは、『本会の指導者としての勧誘に対する応諾』のみです。  
なお、入会希望者には、「下記の全ての条件を満たすこと」を求めます。

- 1 本会の規約（選手編、指導者編）の全てを納得すること。
- 2 野球が好きであること。
- 3 心身ともに健康であること。
- 4 少年野球に関して、他のチームに加入していないこと（重複入会の禁止）。
- 5 本会としての全ての活動に『奉仕の精神』をもって対応して下さること（報酬を求めないこと）。

(休 会)

第12条 休会の手続きは、本会代表者宛の休会届け（口頭）によります。  
休会の必要性が下記の何れかに該当する場合は、最長1年を限度とする休会を認めます。

- 1 本人の健康状態
- 2 勤務先等に起因する本人の事情
- 3 家庭の事情

(自然退会)

第13条 休会の期間が満了した場合は、『自然退会』の措置を講じます。

(退 会)

第14条 本会の退会には、下記のようなケースがあります。

- 1 自然退会……第13条参照
- 2 自己都合退会…自発的判断による申請（本会代表者に対し口頭にて申請）。

## 第5章 指導者心得（日常生活面）

(指導者心得)

第15条 指導者には、下記のとおりに対応を求めます。

- 1 試合等本会が関わる行事に参加できない場合は欠席の連絡を欠かさぬこと（本会代表者宛）。
- 2 指導者としての義務が遂行できなくなった場合には、速やかに休会や退会を届けること（第4章参照）。
- 3 『批判』をせぬこと。その対象が本会であれ、他チームであれ禁止します。
- 4 他チームに所属している選手を勧誘せぬこと。
- 5 自己の健康状態を最良に保つために、暴飲暴食を避けると共に規則正しい生活を心がけること。

(出欠の判断)

第16条 出欠の判断における本会としての優先順位は下記のとおりとします。

- 1 本人の健康状態（体調不良の場合は無理せぬこと）
- 2 家庭や勤務先等の行事
- 3 本会の活動（予定期日については『活動予定表』に明記済み）

## 第6章 指導者心得（グラウンドマナー）

(グラウンドマナー)

第17条 集合時刻を厳守すること。

- 第18条 集合場所では選手に対して積極的に指示を行い、諸活動が円滑に進むように図ること。
- 第19条 酒気を帯びた状態でグラウンドには入らぬこと。また、酒類をグラウンドに持ち込まぬこと。
- (指導者個々の役割)
- 第20条 監督は、チームを統率すると共に、選手の安全性や協調性の維持に配慮すること。
- 第21条 コーチは、監督を補佐すると共に、選手一人一人に気配りすること。
- 第22条 監督やコーチは、キャプテンや副キャプテンをチームリーダーとして育成することにも努めること。
- (他チーム対応)
- 第23条 グラウンド内で他のチームの指導者や選手に出会ったら、挨拶を忘れぬこと。

## 第7章 選手指導

(選手指導の方針)

- 第24条 下記のとおりです。
- 1 選手個々に対して平等に接する。
  - 2 指導を求める者に対して指導する(反抗的な態度や指導の邪魔をする者はこれに当たらず)。
  - 3 運営に障害となる選手の排除(強制帰宅や強制退会:『腐ったリンゴ』の例えを参照されたい)。  
障害とは、『指導や注意に従わないこと、他の選手を扇動すること』等を言う。

(指導の焦点)

- 第25条 指導の焦点は、選手個々の野球に関する力量を伸ばすことにあります。

(練習と試合のとらえ方)

- 第26条 下記のとおりです。
- 1 練習とは……野球技術向上を意図しての訓練です。
  - 2 試合とは……練習の成果を披露する場です。
  - 3 練習試合とは……野球技術の向上度合いを把握するための仮想的な試合です。  
練習試合では勝敗は不問です。  
紅白試合は練習試合の一種ですが、勝敗にこだわるあまり選手の配分を年長の選手が問題視する場合があります。このような場合には『練習試合の意義』を徹底してください。

## 第8章 規約の改定

(未決項目対応)

- 第27条 この規約に明記されていない事象が発生した場合には、指導者の協議により対応方法を決定し、処置を講じます。

(規約の改定)

- 第28条 下記のとおり、規約の改定に対応します。
- 1 この規約の掲載内容に致命的な部分が見つかった場合は、即時に対応します。
  - 2 『未決項目の累積』が4~5件になった場合に、対応します。
  - 3 この規約を改定した場合は、改定版を配付すると共にその徹底に努めます。

## 第9章 付 則

(施行)

- 第29条 この規約は平成20年2月1日より施行します。  
(以下余白)